

一般競争入札（郵便方式）実施案内

1. 入札に付する事項等

- (1) 委託業務 「公益財団法人鳥取県産業振興機構 ネットワークシステム運用に関する保守業務管理」
- (2) 規 格 別紙仕様書を参照のこと
- (3) 入札限度額 590万円（税込み）
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。但し、委託業務履行につき特段の問題がなければ4回まで契約を更新する場合がある。
- (5) 業務場所 公益財団法人鳥取県産業振興機構（鳥取市若葉台南7丁目5番1号）に常駐して委託業務を実施すること。

2. スケジュール

公 表	令和8年3月16日（月）
到着期限	令和8年3月25日（水）正午まで
開 札 日	令和8年3月25日（水）午後1時
契約締結	令和8年4月 1日（水）

3. 入札方法

- ・郵便及び持参による入札を行います。
- ・封筒は、1件の入札につき1枚です。（入札回数は1回のみ）
- ・郵便方法については、郵便局の窓口で「一般書留」・「簡易書留」・「配達証明」のいずれかの手続をし、開札が終わるまで「差出控え」を保管してください。（通常郵便は無効となります）
- ・到着期限を過ぎた入札は、無効といたします。
- ・代理人が持参する場合でも、入札書等に代理人氏名は記入不要です。

4. 入札金額及び消費税並びに地方消費税の記載方法

- ・入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とします。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載してください。

5. 過去の実績が分かるもの

- ・審査資料としますので、本件と同種・同規模の実績が分かるものを同封してください。

6. 郵便入札用の封筒について

- ・入札書を郵送する封筒は、下記様式により作成願います。

<p>〒689-1112</p> <p>鳥取市若葉台南7丁目5番1号</p> <p>公益財団法人鳥取県産業振興機構</p> <p>総務企画部 行</p> <p>入札書（及び入札参加資格確認書） 在中</p>	<p>差出人</p> <p>住所</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者</p>
---	---

必ず、「一般書留」・「簡易書留」・「配達証明」のいずれかで提出すること。

※様式例に準じた形態ならば、横書きや定形外封筒でも有効ですので、次の事項に注意してください。

- ・封筒表に「案件名」が記載されていること。
- ・封筒表に「入札書在中」と記載されていること。
- ・封筒裏又は表に差出人の記載があること。

7. 提出する前の最終確認

- ・郵送・持参する前に、次の事項を十分点検してください。
- ・使用する封筒に ①入札参加資格確認書、②入札書（任意の封筒に「入札書」と記入し、案件名及び商号又は名称を明記し封入封かんのこと。）、③過去の実績が分かるもの（書式は問わない）、④暴力団排除に関する誓約書を同封してください。

8. 入札の無効

- ① 入札参加資格審査において、入札参加資格がないと認められた者の入札
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ③ 談合等不正行為による入札
- ④ 2通以上の入札をした者の入札
- ⑤ 入札価格を訂正した入札
- ⑥ 入札書に記載された入札者名及び押印、入札価格又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明瞭で確認できない入札
- ⑦ 入札限度額を越える金額を記載したものの入札
- ⑧ 積算内訳書の提出が無い者の入札
- ⑨ 入札書の金額と異なる積算内訳書を提出したものの入札
- ⑩ 郵便による入札で入札書が無効とされるもの
入札書の日付には、開札の日を記入してください。
入札書を封筒に2枚以上入れた場合、封筒表紙の案件名と同封された入札書の件名が異なる場合、代表者印がない場合などは「無効」になります。

9. 開札の立会い及び見学

事後審査方式による入札を行います。郵便による入札を実施するにあたっては、入札会場を公開することができるものとします。郵便入札に参加している方は、開札を見学することができます。

10. 入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、入札を執行できないと認めるときは、入札を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても、当該入札のために要した費用は、すべて入札参加者の負担とします。

11. 入札結果

「事後審査方式」により入札を行いますので、開札後、予定価格を下回る価格提示業者は一旦「落札候補者」となります。落札候補者の中から、過去の実績を鑑み、当財団が総合的に判断して落札者を決定します。なお、本件落札者の決定は令和8年度鳥取県予算が承認されることが条件となります。

当財団より落札候補者のみ契約締結の連絡をいたします。

1 2. 入札参加資格確認書

審査資料となりますので、入札書と同封して提出をお願いいたします。

1 3. 異議の申立て

入札者は開札後、この入札実施案内及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により、申込書類等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

1 4. 質問書

質問は電子メールのみで受け付けます。

1 5. 提出・問い合わせ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号

公益財団法人鳥取県産業振興機構 総務企画部 (加納)

TEL : 0857-52-3011 FAX : 0857-52-6673

E-mail : tottori-soumu@toriton.or.jp